

第7

予備的調査

1 予備的調査制度の概要

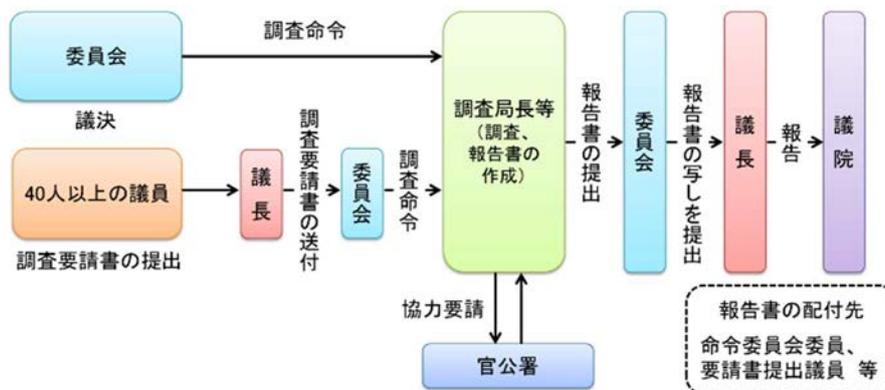
予備的調査は、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長（以下「調査局長等」という。）に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

予備的調査制度の仕組みと手続の概要は次のとおりである。

- ① 予備的調査の命令には、委員会が自らの意思により議決を行い命令を発する場合と、40人以上の議員からの要請に基づき命令を発する場合の2通りがある。
- ② 40人以上の議員が予備的調査の要請を行う場合、所定の様式の要請書を議長に提出する。
- ③ 議長は、議院運営委員会に諮り、適當の委員会に当該要請書を送付する。
- ④ 要請書の送付を受けた委員会は、当該要請が国民の基本的人権を不当に侵害するおそれがないこと及び刑事訴追中の事件でないことを確認した後、調査局長等に対して予備的調査の命令を発する。
- ⑤ 命令を受けた調査局長等は、議院事務局法等により、予備的調査に関して、官公署に対し、資料の提出、意見の開陳、説明等の必要な協力を求めることができる。
- ⑥ 調査協力要請を官公署が拒否した場合、当該委員会は、官公署に対し、拒否の理由を述べさせることができる。
- ⑦ 調査局長等は、調査の結果を記載した報告書を委員会に提出し、報告書の提出を受けた委員長は、議長に報告書の写しを提出する。
- ⑧ 議長は、当該委員長から報告書の写しの提出を受けた旨を議院に報告する。

なお、これまでの予備的調査の件数は、委員会の議決に基づくもの2件、40人以上の議員からの要請に基づくもの49件となっている。

（予備的調査の流れ）



2 令和4年における予備的調査の概要等

令和4年において予備的調査の命令はなかった。